

○湯河原町真鶴町衛生組合職員の高齢者部分休業に関する条例

平成26年3月17日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第13号。以下「給与条例」という。）第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額及び管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(給与条例附則第7項の適用を受ける職員に関する読替え)

2 給与条例附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、同条中「給料の月額」とあるのは、「給料月額から、当該給料月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額（その額を当該給料月額から減じた額が当該特定職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、当該給料月額を当該特定職員の給料月額から減じた額）を減じて支給する額に相当する額」とする。

